3 －1　まちづくりの基本方針

本市では、上位関連計画の将来都市像、基本目標や、立地適正化に向けた現況と課題を踏まえ、本計画におけるまちづくりの基本方針を以下のように定めます。

課　題

人口等	・若い世代や子育て世代の居住の誘導 ・子どもから高齢者までが、いつまでも健康・快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくり
道路・交通	・都市機能が集積した交通結節点でもある駅周辺と郊外の居住地を結ぶ公共交通の維持と利便性の向上
産業等	・地域特性を活かした産業の育成等による働く場の確保
都市機能	・市民がアクセスしやすい駅周辺の都市機能の維持・充実 ・公共施設の長寿命化と集約化・多機能化
土地利用	・既存の都市機能が集積し、交通利便性の確保された中心市街地の魅力を維持・向上させるコンパクトなまちづくり
災害リスク	・想定される災害に応じた災害発生時の被害の最小化や災害リスクの低減・回避

基本方針

基本方針１

子どもから高齢者までが安全・安心で健康・快適に暮らし続けることができるまちづくり

防災・減災　居住誘導

基本方針２

都市機能の集約と公共交通の利便性向上による賑わいのあるまちづくり

都市機能強化　公共交通再編

基本方針１　子どもから高齢者までが安全・安心で健康・快適に暮らし続けることができるまちづくり

方針１－１　防災・減災対策による被害の最小化や災害リスクの低減・回避　防災・減災

地震、津波、洪水、冠水、土砂災害等の想定される災害に応じた防災・減災対策を講じることで、災害発生時の被害の最小化や災害リスクの低減・回避を図ります。特に災害リスクが高い区域は、居住誘導区域から除外するとともに、居住の抑制や災害リスク情報の周知、居住誘導区域への移転等の災害リスクを踏まえた立地誘導により、災害リスクの回避を図ります。

方針１－２　生活利便性・居住環境の充実と地域特性の活用による居住の誘導　居住誘導

商業、医療、行政等の都市機能が集積し、道路・公共交通等の交通利便性が確保された中心市街地の魅力を維持・向上させるコンパクトなまちづくりを推進し、子どもから高齢者までの幅広い市民、特に若い世代や子育て世代の居住の誘導を図ります。

農業・観光や自然・歴史等の地域特性を活かした産業の育成等により、身近に働く場を確保することで、移住・定住を促進するとともに、職住近接のまちづくりを推進します。

多様なライフステージに応じたユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、誰もが徒歩、自転車、公共交通を利用して暮らすことができる、健康・快適な居住環境の創出を図ります。

基本方針２　都市機能の集約と公共交通の利便性向上による賑わいのあるまちづくり

方針２－１　都市機能の集約と高次化による賑わいの創出と利便性の向上　都市機能強化

既存の都市機能が集積し、交通結節点となっている八日市場駅周辺や飯倉駅周辺、匝瑳市役所周辺の都市機能の高次化を推進するため、本市の顔として相応しい賑わいの創出や利便性の向上を図り、地域経済の活性化や、人口流出の抑制及び交流人口の増加につなげます。

公共施設の長寿命化と集約化・多機能化を推進することで、公共施設の維持管理・更新費用の抑制により市の財政負担を軽減し、持続可能な都市経営を実現するとともに、市民に必要な公共施設の機能の維持や利便性の向上を図ります。

方針２－２　公共交通の利便性の向上による都市機能へのアクセス強化　公共交通再編

都市機能が集積する八日市場駅周辺や飯倉駅周辺と郊外の居住地を結ぶ公共交通の利便性の向上を図り、高齢者をはじめとした市民が公共交通を利用して中心市街地にアクセスしやすい環境を確保します。

3 －２　目指すべき都市の骨格構造

本計画における目指すべき都市の骨格構造については、「匝瑳市都市計画マスタープラン」の将来都市構造に位置づけられた拠点、軸及びゾーンを踏襲しつつ、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、市民生活に密接に関わる拠点及び軸を「中心拠点」、「地域・生活拠点」及び「基幹的な公共交通軸」として位置づけます。

「中心拠点」、「地域・生活拠点」及び「基幹的な公共交通軸」の考え方は、国土交通省の「立地適正化計画の手引き」に、以下のとおり示されています。

■ 各拠点地区のイメージ（地区の特性）

● 「中心拠点」
市域各所からの公共交通アクセス性に優れ、住民に行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業集積等の高次の都市機能を提供する拠点

● 「地域・生活拠点」
地域の中心として、地域住民に、行政支所機能、診療所、食品スーパー等、主として日常的な生活サービスを提供する拠点

■ 基幹的な公共交通軸のイメージ（公共交通軸の特性）

●中心拠点や地域・生活拠点等の居住を誘導すべき地域を結ぶ都市軸で、将来にわたり一定水準以上のサービスで運行する公共交通

［出典：立地適正化計画の手引き 令和６年（2024 年）４月改訂（国土交通省）］

また、本計画では「中心拠点」、「地域・生活拠点」と「基幹的な公共交通軸」等で結ぶ拠点を「連携拠点」として位置づけます。

「連携拠点」は、豊かな自然や文化財等を観光資源とする観光・交流拠点であることから、「中心拠点」、「地域・生活拠点」にアクセスしやすい環境を確保することで、まち一体で賑わいの創出を図り、地域経済の活性化や、交流人口の増加につなげます。併せて、市民の居住エリアでもあることから、「中心拠点」、「地域・生活拠点」と公共交通で結ぶことで、日常生活に必要な移動を支えます。

■ 目指すべき都市の骨格構造図

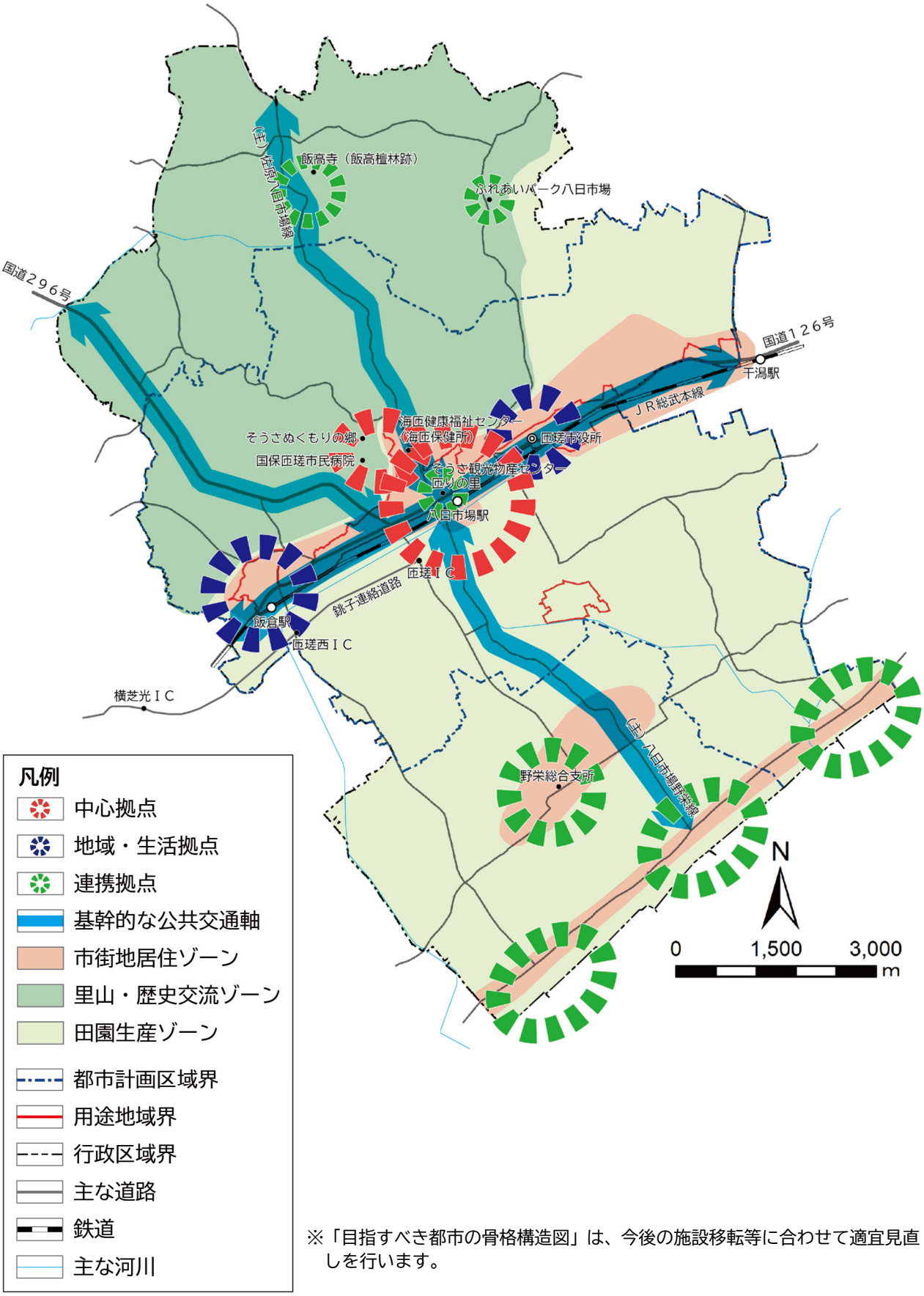

※「目指すべき都市の骨格構造図」は、今後の施設移転等に合わせて適宜見直しを行います。